

山口支部選手P R企画実施業務仕様書

1 業務名

山口支部選手P R企画実施業務

2 目的

日本モーターボート選手会山口支部選手のプロモーション活動を行い、選手個人が多くのファンを獲得することで、各場で開催されるファン投票や主要レースにおける山口支部選手の露出を後押しするとともにボートレース下関をP Rし、本場が開催する特選レースをはじめとする山口支部選手の幹旋が多いレースの売上増加及び来場促進を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年12月25日まで

4 業務内容

(1) ボートレーサー紹介誌の発行

山口支部所属選手にフォーカスした紹介誌を5回発行すること。紹介紙に掲載する選手については事前に下関市と調整すること。最終データは紙媒体のほかPDF及びJPEG形式で納品すること。

ア 納期限 9月30日、11月22日、12月28日、1月18日、2月22日

イ サイズ A3二つ折り

ウ 数量 1,000部×5種類

(2) オリジナルフィギュア制作

山口支部所属の12名のオリジナルフィギュアを制作すること。制作する選手については受託者決定後に、下関市より指示する。

ア 納期限 12月25日

イ サイズ 高さ60mm以上

ウ 数量 500個×12種類

(3) オリジナルシールの制作

山口支部に所属する全76選手のオリジナルシールを制作すること。

ア 納期限 9月30日

イ サイズ 48cm×48cm

ウ 数量 200枚×76種類

(4) 自由提案

山口支部所属選手の認知拡大となる企画を提案すること。

5 知的財産権等

- (1) 受託者は本業務の成果に係る著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に定められている権利を成果物の納入とともに下関市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は本業務の成果物について、著作権法第18条から第20条までに規定する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は下関市に対し、本業務で制作したものが第三者の著作物、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、下関市に損害が生じた場合にはそのすべての損害を賠償しなければならない。
- (5) 盗作等の不正な行為が判明した場合は失格とするものとし、契約締結後に判明した場合はその契約を解除する。
- (6) 成果物が仕様に反することが判明した場合には、受託者は納品後であってもデータの修正を行うこと。

6 提案上限額

33,000,000円(消費税及び地方消費税相当額含む。)

7 実施体制

- (1) 担当者及び責任者等を明確にした実施体制を構築すること。
- (2) 企画運営にかかるスケジュール表を作成し、それをもとに行程管理を行うこと。
また、変更の必要が生じた場合は速やかに市と協議すること。
- (3) 業務完了後、効果検証を行い、市に報告書を提出すること。

8 留意事項

- (1) 本仕様書は業務の概要を示したものであり、本仕様書に定めのない事項または業務上疑義が生じた場合は、速やかに下関市と協議すること。
- (2) 本業務の実施に関し、著作権の発生するものは受託者が責任をもって対応すること。
- (3) 受託者の提案内容を基に下関市と詳細を協議し、双方合意のもとより効果的と

判断するときは、提案内容を若干変更する場合があることに留意すること。

9 その他

別紙「企画提案書作成要領」を順守すること。